

第4回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会

平成27年2月4日（水）

【植田建政部長】 それでは時間になりましたので、まだ見えられていない方もいらっしゃると思いますが、ただ今から「第4回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会」を開催させていただきたいと思っております。

本日はお忙しい中、この幹事会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行を努めさせていただきます。幹事会の代表幹事の国土交通省近畿地方整備局で建政部長をしております植田でございます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

会議にあたりまして、私の方から一言ご挨拶を申し上げます。この近畿圏大深度地下使用協議会につきましては、大深度地下使用法に基づきまして、近畿圏における公共の利益に資する事業の円滑な遂行と、大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うことを目的として設置されております。

これまでは、大深度地下使用を予定している案件がなかったということでございまして、この会議は平成20年以来の約7年振りの開催となります。

今回の議案といたしましては、大深度地下を使用することを予定しております「寝屋川北部地下河川」並びに「(仮称)淀川左岸線延伸部」の事業概要についてご報告をすることとなっております。

是非皆様からの活発なご意見をいただけますことをお願いをいたしまして、挨拶といたします。どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、ここからはマスコミ関係者の方には、後ほどこの会場におきましてブリーフィングをしたいと思いますので、ご退室いただきますようお願いをいたします。

では、資料の確認をさせていただきますけれども、まず議事次第がございまして、続きまして出席者名簿、その次が配席図、そして資料が資料の1と2と3と4の4種類ございまして、揃っておりますでしょうか。

まずは議事に入ります前に、この会議の公開の扱いについて、事務局より説明をしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

【藤本計画管理課長】 事務局でございます。近畿地方整備局の計画管理課長の藤本と申します。よろしくお願いをいたします。本会議は、大深度地下使用協議会におかれていますのでございまして、この幹事会の議事、それから配布資料につきましては、原則公開扱いということにさせていただきます。

具体的には、本日配布した資料につきましては、この幹事会終了後に行う記者のブリーフィングにおいて配布させていただくとともに、近畿地方整備局のホームページに公開をさせていただきますということでございまして、また、議事録につきましては、発言された方にご確認いただいた後、近畿地方整備局のホームページに掲載をさせていただきたいと思っておりますので、その旨ご了承をお願いいたします。以上でございます。

【植田建政部長】 公開の扱いについては今事務局から説明がありましたけれども、何かご質問等はございますか？

ご意見等はないようですので、公開の扱いについては以上となります。

それでは早速議題に入っていきたいと思っておりますけれども、まず一つ目の議題といたしまして、国土交通省の本省から「大深度地下使用制度をめぐる状況について」ということでご説明をしたいと思います。よろしくお願いたします。

【高原都市政策課長補佐】 国土交通省都市局都市政策課の高原と申します。よろしくお願いたします。座って説明をさせていただきます。

私の方からは、「大深度地下使用制度の概要」について述べさせていただきます。

近畿圏においては、大深度地下の協議会の開催は約7年振りということもございますので、改めて大深度地下使用認可制度の概要について説明をしたいと思います。

資料の1ページ目をご覧くださいと思っているかとは思いますが、この大深度地下使用認可制度につきましては、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」に基づくものでございまして、こちらの使用の認可の効果がどのようなものかと申しますと、首都圏、中部圏及び近畿圏の対象地域における大深度地下の公共的使用、これは道路事業、鉄道事業等の公共・公益的な事業については、この使用認可を受けることによりまして、この事業者は、事前に補償を行うことなく使用権を得て事業を実施することができるというものでございます。

ご覧いただいておりますスライドにおいて、大深度地下使用の法律の定義について説明を行っているポンチ絵を示しております。こちらのポンチ絵でございますが、①と②がありまして、①が地下室の建設のための利用が通常行われない深さということで地下40mのことで、②が建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない、これは軟弱地盤等の場合に建物の基礎が設置される支持地盤面と呼ばれる堅い地盤がございましてこれより10m以深のことで、このどちらか深い方の深さの地下を大深度地下として有効に利用しようという制度となっております。

右側の図ですが、近畿圏における大深度地下使用の対象となる地域を示しております。地図の青い部分が対象となっております。対象は近畿圏全域とはなっておりませんので、大深度法が整備された際に、近畿圏整備法に規定されている既成都市区域若しくは近郊整備区域とされている市町村を対象としております。

この大深度地下の使用認可の手続きにつきましては、下の図のとおりとなっております。使用認可申請をする前に事前の事業間調整というものがございます。これは、申請予定者が、大深度地下の使用に際しまして、他の公共・公益的な事業者が大深度地下使用を予定していないかの調整を図るものであります。この手続きを経て事業所管大臣への使用の認可申請を行いまして、その後事業所管大臣から国土交通大臣への意見送付が行われ、国土交通大臣が審査を経て、その後国土交通大臣による認可が行われることとなります。

今開催させていただいておりますこの大深度地下使用協議会幹事会につきましても、法で定められております。この幹事会の上に協議会がございまして、公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適切かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うため、対象地域ごとに、国の関係行政機関と関係都道府県によりこの協議会は組織されております。

す。幹事会はこの下に置かれているものであります。

次に、協議会の目的につきましては、こちらのスライドの囲みの中に記載しておりますが、下の段の事業者というところをご覧くださいと、「事業者は、事業を実施する場合には、構想段階等の早い段階から、他の事業者との間で、事業区域の位置、事業の共同化等について、適正な調整を行うこと等により、施設の特性に応じた適切な配置、共同化等の効率的な空間利用を図り、適正かつ計画的な利用を確保することが必要である。」ということが謳われております。この協議会及び幹事会につきましては、事業者間調整を行うにあたって、情報共有や情報交換を行うべくそれぞれの所管する公益事業者が調整を図る場でございます。

今回の会議につきましては、事業者それぞれが情報共有と情報交換を行うことになりまされども、今後各事業者が事業者間調整という正式な手続きを行うに際してましても、この協議会・幹事会の場で行うこととなると思います。

次に、大深度地下法では、国土交通大臣の認可と都道府県の認可とがございます。大規模な事業につきましては、国土交通大臣の認可となります。具体的には、複数の都道府県にわたる広域的な事業や国又は都道府県が事業者となる事業が該当します。これら以外の事業につきましては、都道府県知事の認可となります。

今回、これから各事業者からご紹介することになります事業につきましては、両方とも国土交通大臣の認可ということになります。

続きまして、大深度地下使用認可制度を用いました事業の概要について紹介をさせていただきます。まず、神戸市の大容量送水管整備事業という事業がございます。大深度地下使用適用第1号の事業となります。平成19年3月に使用許可申請を提出し、平成19年6月に兵庫県知事より使用許可認可が出され、平成27年に完成する予定であると聞いております。また、パワーポイントのスライドの下の段で紹介しております、東京の事業ですが、東京外郭環状道路の関越道から東名高速につきましては、平成25年11月に使用許可申請書が提出され、昨年度の平成26年3月に国土交通大臣の認可が下りております。

次に、まだ事業認可の申請という段階では無いのですが、事前の事業者間調整を行っている中央新幹線、所謂リニアの東京から名古屋市区の事業者間につきましては、平成26年3月に大深度法に基づく事業概要書の送付という事前の事業者間調整の手続きが行われております。こちらにつきましては、現在JR東海が手続きを行っております。

以上をもちまして、大深度地下使用制度をめぐる状況についての説明を終わらせていただきます。

【植田建政部長】 はい、ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして何か質問等はございますか。

よろしいでしょうか。それでは議題の2の方に移りまして、「寝屋川北部地下河川の概要について」大阪府よりご説明をお願いします。

【辻内課長補佐】 大阪府河川室の辻内と申します。寝屋川北部地下河川の概要につきまして説明をさせていただきます。

寝屋川流域は、大阪市東部を含む12市にまたがっておりまして、その面積は約270 km²で、東西に約14 km、南北に約19 kmの流域です。東西を生駒山地と上町台地で区切られ、南北を淀川と大和川とに囲まれた盆地上の地形となっております。

流域の人口は約275万人で、大阪府人口の約1/3を占めております。また、市街化の進展に伴いまして、浸水被害が発生し易くなっている流域でございます。寝屋川流域の特徴は、流域面積の約3/4の区域が河川の堤防が周辺の土地よりも高いため、雨水排水をポンプ施設などに頼らなければならない所謂内水域となっております。地盤高断面図の南北方向を見ていただいても、大和川や淀川より低い土地であることが分かると思えます。また、東西方向の西は上町台地から東は生駒山地の裾までの勾配は、1/1万となっております。更に、この寝屋川流域で降った雨の出口は、京橋口と言いますけれども大阪城の北側の場所1箇所しか無いという厳しい条件を持つ土地でございます。

寝屋川流域では、昭和60年代から河川の改修を行っておりまして、コンクリート又は鋼矢板で作られた特殊堤を用いまして、堤防の嵩上げや河床の掘削、橋梁の改築などを行って街を守っています。

しかし、昭和40年代からの高度成長期の中での急激な都市化の進展に伴いまして、流域の保水・遊水機能が失われ、雨水の流出が早く、そして量が増えてまいりました。また、浸水の状況も徐々に変化しておりまして、昭和47年に起きました「大東水害」時は、河川から水が溢れてくる所謂外水型の水害が発生してございましたけれども、一定程度まで河川改修が進みました昭和57年の浸水被害では、雨水が河川に流れないことによる内水被害が発生しております。

その後寝屋川流域では、昭和63年に総合治水特定河川に指定を受けまして、総合治水対策を進めております。総合治水対策というのは、河川管理者や下水道管理者が一体となりまして整備を進めるとともに、流域における保水・遊水機能を人工的に取り戻そうという考え方に基づく治水対策です。地下河川はその総合治水の考え方に基いております。

寝屋川流域では河川事業として、南北で2本の地下河川を整備することとして、現在事業中です。そのうち、本日ご紹介申し上げます寝屋川北部地下河川は、寝屋川市・四條畷市・大東市・交野市・守口市それから大阪市の6市の浸水被害軽減に寄与いたします。

この寝屋川北部地下河川の流域では、淀川に沿って地域で頻りに豪雨被害が発生しておりまして、平成24年8月にはゲリラ豪雨とも言える時間雨量100mmの降雨を記録しております。

地下河川は、河口のポンプ場まで完成して初めて水を流すことが出来ますけれども、それまでも完成した区間のトンネルを暫定的に洪水を貯留する地下の調節池として供用してございます。

現在、鶴見立坑から北島立坑までの間、スライドで言いますと黄色の部分ですが、3.7 kmが完成しておりまして、約13万m³の調節池として供用してございます。その上流側の赤色の部分ですが、北島立坑から讃良立坑までの間2.9 kmにつきましても、現在トンネルは既に完成してございまして、下水道の増補幹線の接続を行っているところです。今年の夏にも供用する予定でございます。

地下河川は、主に内水域に降った雨水を排水する機能を持っているため、主に下水道の増補幹線から集水を行っております。

未完成区間でございますけれども、鶴見立坑から約4.6kmのトンネルとポンプ施設となっております。

この未完成区間は、現在の計画としては大阪市の都市計画道路の下に設置する計画となっております。しかし、現時点でこの都市計画道路の事業化の見通しが立っていないことと、地下河川としては暫定的な地下貯留施設としての整備を進めておりますが、頻繁に発生する浸水被害の軽減に向けて、一日も早い流す施設としての完成が待たれている状況でございます。そのため、寝屋川北部地下河川はポンプ場までの約3.5kmの区間につきまして、早期に地下河川を完成させ、浸水被害の軽減効果を飛躍的に向上させるため、大深度地下使用の検討をしてみたいと思っております。

今後は、大阪府で設置してございます河川構造物等審議会の大深度地下使用検討部会や大阪府河川整備審議会等で学識経験者等のご意見を踏まえながら検討を進めてまいりたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

【植田建政部長】 はい、ありがとうございます。ただ今大阪府より寝屋川北部地下河川の概要についてご説明いただきましたけれども、この寝屋川北部地下河川につきまして何かご質問或いはご意見がございましたらお伺いしたいと思います。

【米山地下水・地盤環境室長補佐】 環境省でございますけれども、地下河川ということで、環境影響評価については何か検討はなされたのでしょうか。

【辻内課長補佐】 環境影響評価法の法的に言いますと、環境影響評価はしなくていいことになっているのですけれども、今後、地下水への影響であるとか、学識経験者等に聞きながら、考えていきたいと思っております。

【米山地下水・地盤環境室長補佐】 少なくとも大深度法に基づく申請をされるということであれば、基本方針と指針が定められていますので、そちらのほうに倣って、調査をしていていただきたいと考えております。以上よろしくお願いたします。

【辻内課長補佐】 了解いたしました。

【植田建政部長】 そのほか、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。特に無いようでございますので、寝屋川北部地下河川につきましてはこれで終了とさせていただきます。続きまして議題3番目「(仮称)淀川左岸線延伸部の事業」につきまして、近畿地方整備局道路部の方から説明をお願いいたします。

【板垣計画調整課長】 近畿地方整備局の計画調整課長の板垣でございます。「淀川左岸線延伸部の概要」について説明をさせていただきます。

まず、淀川左岸線延伸部の位置付けでございます。淀川左岸線延伸部は、阪神高速湾岸線、近畿自動車道及び事業中の大和川線とともに、延長約60kmの「大阪都市再生環状道路」を形成する道路でございます。また、大阪都市圏を通過する交通を減少させ、都市

部の慢性的な渋滞を解消させ、新たな都市拠点の形成など政府の都市再生プロジェクトに位置付けられた道路でございます。

次に、過去の経緯についてご説明申し上げます。平成16年3月に「淀川左岸線延伸部有識者委員会」を設立しまして、計画の策定にあたって手続きの透明性、客観性、公平性を高めるためのPIプロセスを行い、市民の意見把握を行っております。当委員会では、沿道市民等にアンケートを行い、広く意見をお聞きして、意見の把握と分析を行い、ルート構造について比較案の評価を行っております。この委員会は、合計24回開催されており、平成18年12月に「推奨すべき計画案のルート・構造の考え方」について提言をいただいております。市民の皆様から意見及び提案を踏まえまして、複数のルート構造の中から「地下を利用する案」であるとか「一部高架橋を設置する案」とかについて比較検討を行っております。

平成18年12月に、当委員会で「推奨すべき計画案のルート・構造の考え方」についての提言が出されておりますけれども、その中で「大深度地下」に関係するものについてご紹介いたします。提言の中で「沿道地域への環境に配慮し、用地買収及び環境保全対策などの調整区間が少なくなるようトンネル構造を主体とすることが望ましい。」ということ、「また、トンネル構造区間についても、用地補償を伴わない大深度地下空間を極力活用することが望ましく、それにより事業期間の短縮を図ることができ、早期整備の効果が期待出来る。」ということで提言をいただいております。

その時のイメージ図をスライドに示しております。「推奨すべき計画案のルート・構造の考え方」に基づき、大深度地下空間の活用を前提として、ルート・構造について検討して参りました。

最近の状況についてご説明申し上げます。この大阪都市再生環状道路の整備状況でございますが、淀川左岸線Ⅰ期区間については、平成25年5月25日に供用し、現在事業中のⅡ期区間は、平成32年の供用を目標にしております。また、大和川線は、平成28年の供用に向けて整備を進めております。

淀川左岸線延伸部のルート・構造の概要ですが、淀川左岸線延伸部は、大阪市北区豊崎から門真市稗島までの延長約8.7kmの4車線、設計速度60km/hの自動車専用道路でございます。主な道路構造としましては、トンネル構造と一部高架構造で計画しております。

近畿地方整備局では、平成24年7月に大阪府・大阪市から環境影響評価法の第46条に基づく環境影響評価の手続きに関する協力要請を受け、環境影響評価の手続きを行っております。平成25年1月に環境影響評価の方法書を作成し、評価方法及び評価の手法について取りまとめたところでございます。また、平成27年1月19日に、大阪府・大阪市に都市計画の素案の参考となる図面を送付しており、今後都市計画の地元説明手続きに入る予定でございます。

引き続き大阪府・大阪市と協力し、早期の都市計画決定に向けて、都市計画決定告示までに大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条に基づき、事前の事業間調整を実施していきたいと考えております。以上でございます。

【植田建政部長】 はい、ありがとうございます。それでは、この淀川左岸線延伸部につ

きまして何かご質問或いはご意見はございますでしょうか。

今回、大深度地下使用を予定している事業が2件ということでご紹介させていただきましたが、この後の手続きに際しましても、こうした協議会・幹事会の場で調整をさせていただくこととなりますので、皆様におかれましては引き続きご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、最後の議題になりますが、この協議会の運営要領につひきまして、一部変更したいということでございますので、事務局の方から説明をさせていただきます。

【藤本計画管理課長】 改めまして、近畿地方整備局計画管理課長の藤本でございます。私の方からは、この協議会の運営要領の改正についてご説明をさせていただきます。では資料4をご覧ください。

こちらは、「近畿圏大深度地下使用協議会運営要領」というものでございます。今回は幹事会ですが、その上部組織である協議会の運営要領を定めたものでございます。この要領第6条に、「協議会に幹事会を置き」とされており、同条第3項に「幹事会の幹事が招集する」ということで、今回幹事会を開催させて頂ひている訳でございます。この要領につひきましては、既に制定されておりますが、今回この改正についてご報告させていただくということでございます。

まず3ページ目をご覧ください。別紙1でございます。赤字で書いてございますのは、組織に改編などに伴う改正ということでございます。前回幹事会が開催されました平成20年6月以降の改正でございます。

それでは、次のページをご覧ください。別紙2でございますが、幹事会におきましても国土交通省都市局都市政策課長であったり奈良県の部長であったり、それからオブザーバーの大阪市の局長であったりと改正をしてございます。

続ひきまして、1ページ目をご覧ください。この運営要領の変更につひきましては、第8条におきまして、「議長が協議会に諮って行うものとする」とされております。ただ、今後構成員の組織名称が変更された場合や、新たに政令指定都市になられたた地方自治体の首長をオブザーバーとして追加する場合などにつひきましては、円滑にこの運営要領の変更を行うことが出来るようにしたいということでございますので、第8条の但し書きとして、「議長の専決により処理することできる」旨を追加したいと考えてございます。また、同条第2項としまして、議長専決による処理について構成員に周知をするため、議長が次回の協議会に報告するものとするという旨を追加してございます。当然ながら、重要な改正事項につひきましては、従来どおり協議会に諮るということとなります。また、運営要領の変更につひきましては、繰り返しになりますが、現行第8条において「議長が協議会に諮って行うものとする」とされておりますので、今回はこの手続きを書面によって行いたいと考えております。皆様におかれましては、ご協力のほどよろしくお願ひをいたします。以上でございます。

【植田建政部長】 ありがとうございます。要領の中での「軽微な変更」につひきましては、手続きを簡略化させていただきたいということでございます。

ただ今の説明につひきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

何もご意見等は無いということでございますので、今後要領変更の手続きにつきましては、書面で行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、予定をしておりました議事は以上でございますが、それ以外に何かご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。

せっかくの機会でございますので、都市局都市政策課の方から何かございますでしょうか。

【横山都市政策課長】 国土交通省都市局都市政策課長の横山です。本日は皆様お忙しい中でお集まりいただきまして、ありがとうございます。国土交通行政全般に関しまして常日頃から、多大なご協力をいただきまして、この場をお借りしまして改めてお礼を申し上げます。

本日は、大阪府から寝屋川北部地下河川、また整備局から淀川左岸線延伸部の概要についてご説明をいただきました。両事業は、今日お聞きいただいておりますように、計画によっては一部が近接するということがございます。こういう協議会の場で両事業での調整を十分やっていくということが必要となっております。

大深度地下の公共的使用に関する基本方針及びそれらに係る指針というものがございませけれども、その中において特に大深度地下というのは、大都市において貴重な残された公共空間ですので、「早い者勝ち」とか「虫食いの乱開発」を避けるという精神でやっていくというのが明確にございまして、そういうことをやっていくために皆さんにお集まりいただいている次第でございます。また、環境省からのご発言がありましたけれども、環境の影響等に関しても意思疎通を図っていけるような場でもあるのだと思いますので、今後とも、是非ご協力をいただければと思っております。

大深度地下使用法を所管している立場としては、こういう場を提供していくのが第一だと思いますけれども、両事業は国土交通省として推進しなければいけない事業だと思っております。

ご存じだとは思いますが、最近非常に雨の降り方が尋常では無く、雨の降り方の異常さが新しいステージに入っているのではないかとということで、考え方をまとめて治水に力を入れていくということを国土交通省として先般打ち出したばかりでございます。また、淀川左岸線延伸部に関しましては、都市再生のためのプロジェクトに位置付けられているのでございまして、住民にとって大事な事業であると考えております。こうした事業を推進していくためにも、こういう幹事会の場でしっかり調整をして円滑に進めて行くことが大事であると思っておりますので、重ねてになりますけれども、皆様にご協力いただくことをお願いいたしまして、私からの意見とさせていただきますと思っております。

【植田建政部長】 はい、どうもありがとうございました。最後に事務局の方から何かございますでしょうか。

【藤本計画管理課長】 はい。本日の議事の公開につきましては、冒頭にご説明しましたとおり、議事及び資料につきましては公開とさせていただきます。また、議事録につきましては、ご発言をされた方にご確認していただきました後に、近畿地方整備局のホームペ

ージに公開させていただくということさせていただきます。以上でございます。

【植田建政部長】 はい、それでは予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、以上をもちまして本日の第4回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会を閉会させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中どうもありがとうございました。